いぶすき山川港特産市場出荷者協議会規約

(目的)

第1条 いぶすき山川港特産市場出荷者協議会規約(以下「協議会規約」という。)は、いぶすき山川港特産市場出荷者協議会(以下「出荷者協議会」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(出荷者協議会)

第2条 出荷者協議会は、指宿市いぶすき山川港特産市場条例(以下「市条例」という。) 第8条及び指宿市いぶすき山川港特産市場条例施行規則(以下「市規則」という。)第2条 及び第3条の規定に基づき、いぶすき山川港特産市場(以下「特産市場」という。)の利用 を許可された者で構成し、特産市場内に設置する特産品販売ゾーンにおいて、指宿市(以 下「市」という。)の特色を活かした農林水産物や加工品等の安定供給を行い、農林水産物 及び加工品等の生産技術の向上に努め、会員相互の親睦・融和及び地域活性化を目指すも のである。

(事業)

- 第3条 出荷者協議会は、次に掲げる事業を行う。
- (1) 農林水産物等の生産計画及び出荷調整。
- (2) 消費者等の調査及び研究
- (3) 農林水産物等の普及及び宣伝
- (4) 会員相互の資質並びに技術を研鑽するための活動
- (5) 特産市場を核とした地域活性化策の検討及び実施
- (6) その他、出荷者協議会の目的を達成するための事項

(会員)

- 第4条 出荷者協議会は、一般会員(個人会員及び法人等会員)、その他会員(個人会員及び法人等会員)、特別会員で構成するものとする。
- 2 一般会員は、指宿市内に住所を有し、自ら生産又は加工している者とする。
- 3 その他会員は、指宿市外に住所を有し、自ら生産又は加工している者とする。
- 4 特別会員は、出荷者協議会へ指導・助言を行うことができる次に掲げる団体等を対象 とする。
- (1) 市
- (2) 指定管理者
- (3) その他会長が必要と認める団体

(入会登録及び脱会)

- 第5条 出荷者協議会への入会登録・脱会等は、市条例第8条及び第9条の規定に基づく 行為をもってみなす。だたし、市規則第2条の規定に基づく書類を提出するときは、出 荷者協議会会長が別途定める会員登録申請書(別記様式第1号)及び出荷計画書(別記 様式第2号)を提出しなければならない。
- 2 入会登録の有効期間は、市規則第3条の規定に基づき交付された利用許可証の利用許可期間とする。

(会費)

第6条 会員は、下表のいずれかに該当する入会金及び年会費(以下「会費」という。)を 出荷者協議会に納入するものとする。

項目	一般会員(市 内)		その他会員
	個人	法 人 等	(市 外)
入会金(入会時1回)	1,000円	5,000円	5,000円
年会費(年1回速やかに)	2,000円	3,000円	3,000円

2 出荷者協議会から脱会又は除名のときは、会費は返還しないものとする。

(ツマベニ商品券の活用)

- 第7条 特産市場を核とした山川地域活性化のため、会員及び指定管理者は、菜の花商工会が発行するツマベニ商品券(以下「商品券」という。)を活用した事業を実施する。
- 2 会員は、精算の度、販売金額から販売手数料を差し引いた金額の5%以内の額を商品 券で受領する。
- 3 指定管理者は、精算の度、販売手数料の5%以内の額を出荷奨励金として商品券で会員に支払う。

(役員)

第8条 出荷者協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2)副会長 1名
- (3) 理 事 3名以内
- (4) 監事 2名
- 2 理事及び監事は、会員の中から総会において選出する。
- 3 会長・副会長は、理事の中から互選する。

(任期及び任務)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 会長は、出荷者協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がこの職務を代理する。
- 4 理事は、役員会に出席し、必要な事項を審議する。
- 5 監事は、出荷者協議会の事業及び会計を監査する。

(会議)

- 第10条 出荷者協議会の会議は、通常総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。また、その他必要に応じ臨時総会を開催するものとする。
- 2 会長は、総会及び役員会の議長となる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 役員会は、監事を除く役員の過半数の出席を以って成立する。
- 5 総会及び役員会の議事は、前第3項及び第4項の出席者の過半数をもって決定する。 ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(経費)

第11条 出荷者協議会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てるものとする。

(事業年度)

第12条 出荷者協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 出荷者協議会の事務局は、特産市場内に置き、その事務は指定管理者が行う。

(その他)

第14条 本規約に定めるもののほか,必要な事項は総会又は役員会で決定する。

附則

- 1 この規約は、平成21年3月13日から施行する。
- 2 出荷者協議会の設立初年度の事業年度は,第12条の規定にかかわらず,設立総会の あった日から平成22年3月31日までとする。
- 3 設立初年度の役員の任期は, 第9条の規定にかかわらず, 平成23年3月31日までとする。
- 4 設立総会のあった日に会員であった者の会費の納入については、第7条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から4月30日までの間に行うものとする。
- 5 出荷者協議会の事務局は、第13条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成21年3月31日までの間、市商工水産課に置き、その事務は水産係が行う。

6 この規約は、第8条1項を平成25年4月9日一部改正。